

～厚生労働省からのお知らせ～

ご存知ですか？

内服薬処方せんの記載方法の標準化に向けた取組について

～内服薬処方せんの記載ミス、情報伝達エラーを防止するために～

内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書※より

※本報告書は、平成21年5月に厚生労働省に設置された「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会」において、5回にわたり幅広く検討を行ってきた結果、取りまとめられた報告書であり、処方せんの記載方法が統一されていないことに起因した記載ミス、情報伝達エラーを防止する観点から、「内服薬処方せん記載の在るべき姿」が取りまとめられ、短期的方策、長期的方策及び移行期間における対応を示しています。

「内服薬処方せん記載の在るべき姿」

最も望ましい内服薬処方せんの記載方法は、下記1)～5)の事項全てを記載することです。



| | |
|----------------------------|---|
| 1)「薬名」 | 薬価基準に記載されている製剤名を記載することを基本とします。 |
| 2)「分量」 | 最小基本単位である1回量を記載することを基本とします。 |
| 3)散剤及び液剤の「分量」 | 製剤量(原薬量ではなく、製剤としての重量)を記載することを基本とします。 |
| 4)「用法・用量」における服用回数・服用のタイミング | 標準化を行い、情報伝達エラーを惹起する可能性のある表現方法を排除し、日本語で明確に記載することを基本とします。 |
| 5)「用法・用量」における服用日数 | 実際の投与日数を記載することを基本とします。 |

処方例 ○○錠15mg 1回1錠朝昼夕食後、1日3回服用するように処方する場合

現状例

○○(15) 3錠 分3 毎食後 7日分



内服薬処方せん記載の在るべき姿

○○錠15mg 1回1錠 1日3回 朝昼夕食後 7日分

内服薬処方せんの記載方法についての詳細は

- 「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書」は、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室でお配りしている他、ホームページからダウンロードできます。

ホームページの
ご案内

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0129-4.html>

厚生労働省
窓口

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

電話番号：03-5253-1111

受付時間：[月～金]9時30分～18時15分(祝日・年末年始を除く)

